

新たに介護サービス事業所（通所・短期入所）を開設しようとお考えの方へ

## **開設相談は6カ月前に**

介護サービス事業所は、利用者の安全確保のために建築基準法、消防法などの関係法令に適合していなければなりません。

**長崎市は事業所新規指定の際に建築・消防関係法令に適合しているかを確認し、適合しない場合は事業者指定を行いません。**

新しく事業所を開設しようとお考えの事業者の方は、事業所とする予定の建物を関係法令に適合させる期間をとっていただくために、開設6カ月前には関係部局に開設の相談をしてください。

### **お問い合わせ**

長崎市	福祉総務課	☎095-829-1161
	建築指導課	☎095-829-1174
	消防局予防課	☎095-822-0429